

軽自動車税の税率が変更

廃車の手続きも忘れずに

四輪以上および三輪の軽自動車
の税率変更(表1)

○平成27年4月1日以降に最初の車両番号の指定を受けた車両から、②の新税率が適用されます(平成27年度分軽自動車税より適用)。

○平成27年3月31日以前に最初の車両番号の指定を受けた車両については、②の新税率は適用されず、①の現行税率のままとなります。

○ただし、最初の車両番号の指定を受けたときから13年経過した車両については、③の重課税率(※)が適用となります(平成28年度分軽自動車税より適用)。

※動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノールの軽自動車およびガソリン電力併用の軽自動車ならびに被けん引車は除く。

原動機付自転車、小型特殊自動車および二輪車等の税率変更

平成28年4月1日から税率が変更となります。※「平成27年4月1日から」とお知らせしていましたが、延期となりました。

車両がなくなった際などは
廃車の手続きを

車両がない方、または今後車両がなくなった時は、廃車手続きをしてください。届出がない



表1 四輪以上および三輪の軽自動車の税率

区分				税率(年額)			手続場所
				①現行税率	②新税率	③重課税率	
軽自動車	三輪	660cc以下のもの		3,100円	3,900円	4,600円	軽自動車検査協会 足立支所 (足立区入谷8-10-8) ☎050-3816-3102 (コールセンター)
	四輪 以上	乗用	自家用で660cc以下のもの	7,200円	10,800円	12,900円	
			営業用で660cc以下のもの	5,500円	6,900円	8,200円	
		貨物用	自家用で660cc以下のもの	4,000円	5,000円	6,000円	
			営業用で660cc以下のもの	3,000円	3,800円	4,500円	

国民年金の届出を忘れずに 会社を退職・配偶者扶養から 外れたときなど

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。

次に該当する方は、区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、各出張所で加入の届出が必要です。

- ①会社を退職したとき(厚生年金等の資格を喪失したとき)
- ②厚生年金等加入者に扶養されていた配偶者が、扶養から外れたとき
- ③外国から転入したとき
- ④外国へ転出したとき(任意加入※区民課年金係でのみ受付)
- ⑤会社等に勤めていない方が20歳になったとき
- ⑥年金に一度も加入したことがない20歳以上の方が国民年金に加入するとき

※⑤⑥以外の届出は、年金手帳等基礎年金番号が記載された書類が必要です。このほかの必要添付書類は、お問い合わせください。

また、厚生年金等に加入するとき、国民年金第3号被保険者となる(厚生年金等に加入する配偶者の扶養になる)ときは、勤務先等への届出が必要です。届出を忘れると、将来年金を受給することができない場合がありますのでご注意ください。



「教育推進プラン・江東」 後期計画策定・点検評価委員を募集

教育委員会は、10か年の教育振興基本計画「教育推進プラン・江東」(平成23~32年度)を策定しました。中間年の平成27年度は、後期計画を策定するとともに、前期計画の全事業に対する点検・評価を行います。

後期計画の策定および事務事業の点検・評価にあたり、区の教育施策に対し、広く区民の立場からのご意見をいただくため、委員を募集します。

【区に住み票がある20歳以上の方2人(選考により決定)】任期平成28年3月まで(委員会は、

協働事業提案制度

「視覚しよがい者のためのこころの地図」作りボランティア募集

区は、NPO法人と取り組む「協働事業提案採択事業」の「江東区内こころの道案内作成・提供事業」を実施します。

視覚障害者や視力の衰えた高齢者等の外出を支援し社会参加を進めるために、文字ではなく、音声による道案内を作成します。作成に協力してもらえるボランティアの説明会を行います。

時①5月16日(土) ②5月21日(木) 午後1時半~4時半
場①江東区文化センター6階

☎(3647)1131
☎(3647)1131

保健師や看護師による 無料健康相談

家庭訪問で健康管理をアドバイス

専門家がご自宅を訪問して、健康に関する相談やアドバイスを行います。生活習慣病予防のための食事、薬の飲み方、病院の使い方など、皆さんのお体の状態や家庭生活に合わせた無理のない方法を一緒に考えます。

【40歳以上の江東区国民健康保険加入の方50人程度(抽選)】
費 無料(訪問時期・回数7月以降1人3回)
縮 5月29日(金) 午後5時
申 電話で医療保険課医療保健係
☎(3647)8516

北砂3~5丁目地区 不燃化特区事業の対象を拡大 共同建て替え・法人も対象に

北砂三~五丁目地区(三・五丁目一部)を対象に、不燃化特区事業を実施し、「燃えない・燃え広がらないまち」を目指しています。

助成要件と対象者を拡大
建て替え費用・老朽建築物除

去費用の助成要件に「共同での建て替え」と、対象者に「法人等」を加えました。

「こころの地図」 4月号 配布中

お店の情報誌
区内のおいしい麺料理を紹介

スペシャルクーポン付き!



▲買い物・食事等に役立つ情報誌です

問 経済課商業振興係
☎(3647)9502

ことみせ事務局

☎(5628)0573

HP <http://kotomise.jp/>